

令和8年度 紙類売却処分（単価契約） 仕様書

第1条（総則）

発注者及び受注者は、契約書記載の物件売却契約に関し、契約書に定めるもののほか、この契約に基づく仕様書に従い、法令等を遵守し、この契約を履行しなければならない。

第2条（物品の引渡）

発注者は、次に挙げるところにより、受注者に物品を引渡すものとする。

物品の種類 紙類圧縮成型品（段ボール、雑紙、新聞）、飲料用紙パック

受注者は、発注者から通知を受けたときは、物品引渡場所において引渡を受けるものとする。

第3条（代金の納入）

受注者は、引取った物品に係る売却代金を、発注者から送付される納入通知書の発行日から、原則として30日以内に納入するものとする。

第4条（遅滞利息）

受注者の責に帰すべき理由により、第3条の規定による売却代金の支払が遅れた場合においては、発注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律第8条第1項に規定に基づき財務大臣が決定した率と同率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を受注者に請求することができる。

第5条（権利義務の譲渡禁止）

受注者は、この契約により生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、若しくは担保に供し又は物品の供給を一括して第三者に請負わせ若しくは委任することができない。ただし、発注者の書面による承認を得たときはこの限りでない。

第6条（契約の解除等）

発注者は、受注者が次の各号に該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- （1） この契約の条項に違反したとき。
- （2） この契約を完全に履行する見込がないと発注者が認めたとき。
- （3） 引渡品について一般廃棄物に係る関係法令等に抵触したとき。
- （4） 別紙「令和8年度紙類売却処分（単価契約）特記仕様書」に違反し不適正な処分を行った場合は契約の解除とともに受注者の責任において引き渡し品の全量回収と無償返却を命ずることができる。

第7条（費用の分担）

物品の運搬に関する費用は受注者の負担とする。

第8条（契約単価）

契約期間中において契約単価の変更はしないものとする。

第9条（疑義等の解決）

この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者及び受注者の間で協議の上定めるものとする。

令和8年度 紙類売却処分（単価契約） 特記仕様書

1. 売却物品名・規格・引渡予定数量

品名	規格等	予定数量(kg)
段ボール	選別及び圧縮梱包した紙類圧縮成形品 (ベール品)	1,208,650
雑紙		534,420
新聞		228,260
飲料用紙パック	バラ、洗浄乾燥後開いてあるもの リサイクルマーク付	1,400

*収集量の変動に伴い増減するものとし、保証数量ではない。

2. 引渡場所

千葉県浦安市千鳥15-2 浦安市クリーンセンター 再資源化施設

3. 引渡期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

4. 引渡品受渡方法

- (1) 引渡品搬出についての運搬車は市が指定した日の引渡品運搬時に持ち込むものとする。
- (2) 引渡品運搬については契約締結業者が自ら積込み及び搬出を行うこと。
- (3) 引渡品の積込みにはクリーンセンター所有のフォークリフト（ベールクランプ）を使用することができる。
- (4) 飲料用紙パックは専用かごに貯留しているため中身のみ積込むこと。
- (5) 引渡品積込み及び搬出時間は月～土曜日午前9時から正午、及び午後1時から午後4時までの間とする。
- (6) 空車及び積込みの車両は浦安市クリーンセンタートラックスケールでの計量を正とする。
〔台貫寸法・・・縦 7.5m, 横 3m, 高さ 約 3.5m(実際の車両寸法を保障する数値ではありません)〕
- (7) 引渡品搬出作業終了後には作業場を清掃すること。
- (8) 引取り月例報告書を、原則として翌月5日までに浦安市クリーンセンター長宛に提出すること。
- (9) その他引渡品積込み及び搬出については市の指示に従うこと。

5. 残渣の処分

関係法令等に抵触することなく適正に処分するとともに、その減量化に努めること。

6. 輸出の禁止

- (1) 再商品化の全工程を国内のみで行い、いかなる理由においても越境移動をしてはならない。
- (2) 引渡品を輸出すること及び輸出目的で商社等への販売は禁止とする。
- (3) 引渡品は国内紙製品製造事業者へのみ製品原料として供給すること。

7. 契約の変更等

各条項及びその他について必要と思われる場合は、協議の上変更することを可能とする。